



第6章 計画の推進に向けた役割分担と推進体制

1 計画の推進に向けた役割分担

1.1 県

県は、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、住生活をめぐる現状と課題を示した上で、「居住者」「住宅ストック」「産業・地域」の3つの視点から「7つの目標」を掲げ、目標ごとの施策及び成果指標を定め、その達成に向け、市町村、県民、住宅関連事業者等と連携を図り、住生活の安定向上に関する各種施策を実施していきます。

市町村に対しては、住生活の安定向上に関する施策の一体的な推進のために市町村間の連携・調整を図りつつ、必要に応じて支援を行っていきます。

県民に対しては、市町村と連携しながら総合的な住情報の窓口を整備し、住まいに関する情報提供の充実を図るとともに、住まい・まちづくりへの積極的な参画を促します。

住宅関連事業者やNPO等に対しては、良質な住まいの形成、良好なまちづくりに向け、関連する情報の充実と提供体制を構築し、相互の連携を図りながら健全な住宅市場の育成を進めていきます。

1.2 市町村

地域に根ざした住まい・まちづくりを進めていくためには地域の実情に精通し、住民と最も距離の近い市町村の役割が重要です。

このため、地域の住まい・居住環境の課題を踏まえ、市町村は必要に応じて市町村住生活基本計画等を策定し、これに基づき総合的に施策を展開していく必要があります。

特に、市町村内においても地域によって、それぞれに異なる課題を有していることから、地域毎にきめ細やかな検討を行うことが必要です。また、広域的な課題に対しては、圏域単位で他市町村や県と協力しながら取り組むことが必要です。

1.3 県民

本県の目指す将来像を実現するためには、住宅施策に関わる行政や住宅関連事業者の取組だけでなく、県民一人ひとりの取組が不可欠です。住宅は個人の資産のみならず社会的性格を持つことを十分に理解した上で、「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く使う」という意識で積極的に行動することが求められます。

具体的な行動として、住宅の所有者又は利用者の立場の双方において、「清掃や手入れを定期的に行うことによる住宅の長期利用」、「太陽光や雨水を利用した節電・節水」、「日頃からの災害への備え」、「宅地内の緑化」、「一斉清掃など地域活動への自主的参加」など自分のできる範囲で、できることから活動することが望まれます。

1.4 住宅関連事業者

住宅関連事業者（宅地建物取引業、建設業、設計監理業、木材関係事業など）は、良質な住宅の供給や、流通・管理等を含めたきめ細かな住宅関連サービスの提供を通して県民の豊かな住生活の実現を支えており、市場において主要な役割を担っています。

したがって、住宅の設計・建設・販売等の各段階において、住宅の安全性その他の品質の確保及び関連サービスの提供、景観等を含めた地域にふさわしい良好な居住環境の形成について必要な措置を適切に講じる責務があります。





また、指定確認検査機関や登録住宅性能評価機関などの住宅に関する民間の第三者審査機関は、建築確認や住宅性能表示制度の審査等を行うほか、適切な情報提供を通じて、県民が安全・安心して住まいを取得できる市場の形成のために重要な役割を担います。

1.5 NPO等

地域においては、市町村、自治会、民生委員、住宅関連事業者や住まい・まちづくり活動を行うNPO等が、住宅施策上の課題に対して取り組むことが重要です。これらの団体の活動が活発化し、地域協議会の形で連携し、住まいづくりに関する情報提供や支援を通じて、地域に密着した良好な住まい・まちづくりを推進していくことが期待されます。



2 推進体制

良好な住まい・まちづくりを進めるに当たっては、県民の自発的な取組はもちろんのこと、NPO等の果たす役割もますます重要になってきています。

また、住宅関連事業者団体や民間の第三者審査機関、福祉サービス提供者がそれぞれ持っている地域のニーズや課題についての情報を相互に交換し、関係団体間で人的ネットワークを構築するなど、専門家や実務家との連携・協力も不可欠です。

このため、県及び市町村は、これらの団体等との連携・協働により県民の住生活の安定向上のための施策を推進する必要があります。

2.1 官民連携による取組の推進

県民の住生活の安定向上のため、県・市町村・住宅関連事業者・各種団体等が連携して県民の住まいづくり支援に取り組む「宮崎県住生活協議会」の充実を図り、本計画に掲げる施策の進捗状況をチェックしながら課題を共有し、協議会内での意見交換や提言等を通じて、各関係者が連携して県民の住生活の安定向上を推進します。

また、本協議会は地域協議会や福祉関係団体、住まい・まちづくり活動を行うNPO等との情報交換、連携・協働を通じて、多様化する県民の居住ニーズや住宅困窮者の居住支援に努めます。

2.2 関係行政分野との連携

住生活の安定向上に関する施策の推進に当たっては、行政の横断的な取組が必要です。

これまで、福祉・医療部門やまちづくり部門、環境森林部門等との連携に努めてきましたが、引き続き関連する他の分野の施策と連携し、総合的な取組の充実を図ります。

2.3 国・市町村及び関係機関との協力体制

住生活の安定向上に関する施策を推進するためには、国、市町村及び関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力していくことが不可欠です。

国に対しては、住宅整備に必要な予算の確保や地域の実情に配慮した関連制度の運用等の要望を行います。

また、市町村に対しては市町村住生活協議会の設立に向けた支援や、市町村に対する技術的支援を行うとともに、社会資本整備総合交付金に係る整備計画を県及び市町村で連携して策定し、総合的に施策を推進します。

2.4 統計調査の充実

本計画に基づく施策の効果を的確に分析・評価するためには、住宅ストックの現状、住宅関係市場の状況等を詳細に把握する必要があることから、各種の統計調査においても、可能な限り本計画に基づく施策の効果が判るデータが得られるようにしていくことが望まれます。

そのため、必要なデータの充実、定量化を検討するとともに、地域の特性に応じたきめ細かな施策展開が可能となるよう、民間統計調査や市町村による地域の実態に即した各種統計調査の活用を図ります。

